

[郵便入札・事後審査]

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争に付します。

2025年9月19日

契約責任者

株式会社ゆうちょ銀行 執行役 山田 亮太郎

1 工事の概要

(1) 工 事 名 横浜貯金事務センター甲府分館電灯設備模様替工事

(2) 工事場所 山梨県甲府市北口1-5-17

(3) 工事内容

ア 工事種目 本工事は、横浜貯金事務センター甲府分館の既設照明器具を LED 照明器具へ更改する模様替工事である。

イ 建物用途 事務所

ウ 構造階数 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階

エ 建物規模 延べ面積 8,740㎡

(4) 工 期 2026年12月11日まで

(5) 本工事は、競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を郵送で行う工事である。

2 競争参加資格

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に定める建設工事に係る総合評価値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評価値の審査基準日は、入札書受付締切日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評価値の 工事種別	電気	総合評価値	1,000点以上
事業所の所在地に関する要件	神奈川県、山梨県、東京都のいずれかに建設業法上の本店、支店又は営業所を有すること。		
施工実績に関する要件	2015年度以降に元請けまたはこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす施工実績を有すること。 照明器具の設置工事で1施設当たり760台以上のLED照明器具の新設、増設又は更改を含む工事。		
配置技術者に関する要件	求めない		
その他	別紙入札説明書に示すとおりとする。		

3 入札担当部署

区分	担当部署	電話番号	住所
入札	日本郵政建築株式会社 業務管理本部 業務部 契約担当	03-6636-8604 メールアドレス keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
工事	日本郵政建築株式会社 技術統括本部 建築設備部 電気設備担当	03-6636-8603	

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書等の交付	2025年9月19日（金）から 2025年10月7日（火）まで	日本郵政グループホームページ（建設工事・設備運行・設備保守関係）からダウンロード
設計図書等の貸与	2025年9月19日（金）から 2025年10月7日（火）まで	3の入札担当部署（工事）
質問の受付	2025年9月19日（金）から 2025年10月7日（火）までに必着	3の入札担当部署（工事）
申込書及び資料の提出	2025年9月19日（金）から 2025年10月7日（火）まで	前記3の担当部署（入札）に持参又は郵送
回答書の閲覧	2025年10月16日（木）から 2025年11月5日（水）まで	日本郵政グループホームページ（建設工事・設備運行・設備保守関係）からダウンロード
下見積書の提出	2025年11月5日（水）までに必着	3の入札担当部署（工事）
入札書の提出	2025年12月10日（水）までに必着	前記3の担当部署（入札）に郵送。
開 札	2025年12月15日（月） 15時15分から	東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイス ウェストタワー3階 入札室

（注1） 上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から1時の間を除く。）

（注2） 設計図等とは、当該工事に係る仕様書、図面をいう。

（注3） 日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 会社情報 → 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事・設備運行・設備保守関係 → 入札公告 → 関東エリア／株式会社ゆうちょ銀行／建設工事関係（入札公告等）

5 競争参加資格の確認

本競争への参加を希望する方は、2に示す競争参加資格を有することを証明するため、申込書及び資料を4に示す期間、場所に持参又は郵送（書留郵便等で記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

6 設計図書等の交付等

- (1) 設計図書等貸与期間及び場所は、4に示すとおりとする。

なお、郵送（送料実費負担）を希望する者は貸与場所（3担当部署（工事））に電話連絡すること。

- (2) 設計図書等の返却貸与された図面等は、開札当日までに、3担当部署（工事）に持参又は郵送により必ず返却すること。

7 仕様書等に対する質問

現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問がある場合は、質問書を書面により4に示す期間、場所に郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、4に示す期間、場所等にて閲覧に供する。

9 下見積書

4に示す期間、場所にメール及び郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。詳細は入札説明書による。

10 入札

4に示す期限、場所に、初度及び再度の2回分の入札書を郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）により提出すること。なお、入札書を郵便局において書留郵便物を差出した際に受領する「書留・配達記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを開札日の2日前までに入札担当部署に電子メールにより送信すること。（競争参加確認のため。）

詳細は別紙「郵便入札の注意事項」による。

11 開札

- (1) 4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人、立会いにより行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

なお、開札以後に資格審査を行うため最低落札者名及び価格のみで落札宣言は行わない。

- (2) 初度入札で落札者がいない場合は、直ちに再度入札書を開札することができる。
(3) 初度入札で落札した場合における再度入札書は破棄する。

12 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付

- (2) 契約書の作成の要否 要

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない方のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした方のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び予定価格を超えた金額での入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき方の入札価格によっては、その方により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の方のうち最低

の価格をもって入札した方を落札者とすることがある。

(5) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 支払条件

契約書（案）及び現場説明書による。

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる方に必要な資格に関する事項

(1) 競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は山梨県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。

(2) 次に該当しない方であること。

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

② 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後指定する期間を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ その他、株式会社ゆうちょ銀行に損害を与えた者

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

④ 反社会的勢力と認められる者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。また、再委託する場合は再委託先（再々委託先以降も含む）含む）。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等及びそれらに準じる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に係り、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用をき損し又は当社の業務を妨害する行為

オ アからエまでに準ずる行為

⑤ 発注者による財務状況等の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる者。

⑥ その他適正な競争を阻害すると思われる者

2 施工実績に関する要件について求められた場合

(1) 施工実績に関する要件の詳細は以下のとおり。

ア 施工実績は完成、引渡し済みのものに限る。

イ 施工実績は(7)から(9)の事項を満たすこと。

(7) 新築又は増築工事とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事であること。

(8) 模様替工事とは、内装に係る建築一式工事であること。

(9) 増築工事は、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。

(10) 模様替工事は、既存建物の模様替及び改修部分の対象面積が要件とした床面積以上であること。

(11) 複合用途の建物は、要件とした用途の部分が要件とした床面積（これに付随する共用部分を含む）以上か、又は建物の延床面積が要件とした面積以上で、かつ、要件とした用途部分の面積が建物の過半を占めること（「これに付随する共用部分」とは、要件とした用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(12) 複合構造の建物は、要件とした構造の部分が要件とした床面積以上であること。

(13) 同一敷地内で複数棟の建物は、延床面積については複数棟の合計面積でよいものとし、構造については、主たる棟が要件とした構造を満たしていること。

(14) 施工実績の建物にパーキングタワーなどの別棟機械式駐車場が含まれている場合は、延床面積には算入しない。

ウ 入札公告に建物と同種用途としての要件を示したときの「建物と同種用途」とは、別記に示すとおりとする。

ただし、建物用途で工場・倉庫・車庫・サイロ・市場等の用途及び仮施設等簡易な用途の建物は除く。

3 配置技術者に関する要件について求められた場合

求めない。

4 工事に係る設計業務等の受託者について

削除

5 申込書及び資料の作成にあたっての注意事項

(1) 申込書は、【別紙1】により作成のこと。

(2) 資料は、次に従い作成すること。

ア 施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績及び営業所等の所在地を【別紙2】に記載すること。

イ 契約書の写し等

前記アの資料には、【別紙2】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

A CORINSデータ（竣工時カルテ）がある場合は、その写し。

B Aがない場合は、契約書（注文書等）及び契約図書（新築又は増築工事の施工実績は、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書）の写し又は発注者による施工証明書の写し。また、共同企業体としての実績は、出資比率が証明できる協定書等の写し。

Ｃ ア又はイの実績において、前記２(1)イの(ア)から(ケ)に該当するもの又は建築用途が不明確なもの(工事名称から建築用途が類推できないもの)は、該当する延べ面積等の実績が証明できる範囲等を示した設計図又は確認申請書・計画通知書(面積計算書を含む。)の写し。

Ｄ 分割発注実績は、各分割受注実績全てを証明するア又はイに該当する書類の写し。

ウ 誓約書等

誓約書【別紙３】及び会社概要が分かる資料を提出すること。

6 競争参加資格要件の確認

競争参加資格の有無の確認は、開札後に落札者を対象に行う。最低価格者から確認を行い、確認ができた時点で以後の確認は行わないため全者に対しての確認は行わない。

確認の過程で競争参加資格がないと認めた方には落札決定前に説明を行う。

7 下見積書の提出

(1) 入札書の提出に先立ち、下見積書を提出すること。

① 提出期限 : 2025年11月5日(水)

② 提出場所 : 入札公告に示す担当部署(工事)

③ 提出の方法: ①の提出期限までに電子メール及び郵送(書留郵便等で配達記録が残るもの)に限ることとし、提出期限までに必着とする。)により提出すること。

(2) 作成方法

① 自由様式とするが、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載し代表者印を押印すること。

② 次に掲げるものについて金額を明確に記載し、数量(仕様書に定めがあるものについてはその数量)、単価及び金額等を記載した内訳明細書とすること。

ア 直接工事費

イ 共通仮設費 (注: 直接工事費に含むことも可とする。)

ウ 現場管理費計

エ 一般管理費計

(3) 提出期限までに下見積書の提出をしない者は、本入札に参加することができない。

(4) その他

① 下見積書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

② 下見積書は返却しない。

8 設計図書等の交付

(1) 設計図書等の交付

設計図書等は入札公告に示す期間に入札担当部署(工事)において貸与する。郵送(送料実費負担)を希望する方は交付担当部署へ連絡すること。貸与された設計図は開札当日までに貸与先に郵送の上、必ず返却すること。

(2) その他

交付する設計図書には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便局舎標準詳細図(部位別編及び窓口まわり・サイン編)及び郵便局舎設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

9 設計図書等に対する質問について

- (1) 現場説明書、図名及び仕様書等について質問がある場合は、現場説明書に示す質問書様式又は日本郵政グループホームページからダウンロードした質問書様式に記入の上、入札公告 4 に示す期間内に指定の場所に郵送により提出すること。
- (2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

なお、希望者には、質問回答書の写しを手交する。また、質問回答書の写しの送付を希望する方は、返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、速達配達記録郵便料金分の郵便切手を添付した長 3 号封筒を質問書に併せて提出すること。この場合、質問書の下部余白に「質問回答書（写）郵送希望」と明記すること。

10 入札方法等

- (1) 入札方法等は入札公告に示すとおりとする。
- (2) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒にいれ、封かんの上、表封筒には入札書を同封した中封筒、入札公告等で指定された書類を入れ郵送により提出すること。
- (3) 書留郵便等の配達の記録が残るもの以外の方法で郵送された入札書は無効とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11 契約の相手方の決定

契約の相手方の決定は、前記 10 により提出された入札書の入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効なものである場合とする。ただし、当該入札書記載価格が低入札価格調査基準を下回る場合は、調査を行うので、入札書提出者は当該調査に協力しなければならない。

なお、調査結果が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる場合は、契約の締結を行わない。

12 契約保証金

- (1) 入札公告に示すとおりとする。契約の保証の種類は、金融機関の保証または、履行保証保険契約とする。
- (2) 契約保証の額は、10 分の 1 以上とするが申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた方との契約に関しては、契約保証金の額は請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

13 入札の無効

入札公告において示した競争に参加する方に必要な資格のない方のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした方のした入札、現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札及び予定価格を超えた金額での入札は無効とし、無効の入札を行った方を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 工事成績

- (1) 本工事は、工事成績評定を実施する工事である。

工事成績は、工事中の法令順守の状況、品質管理、工程管理、施設管理者との調整、関連工事等との調整、安全管理等を評価する。

なお、工事成績の評定項目等詳細は落札者に説明する。

- (2) 工事成績の判定結果により、良好でない場合には、工事成績通知書を送付する。
- (3) 工事成績点が5.5点未満となった場合は、競争参加（指名）停止を行う。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札者注意書、契約書案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、競争参加（指名）停止を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告に示す入札担当部署（工事）へ照会することができる。

郵便入札の注意事項

競争入札における入札書等の郵送に当たっては、次の事項にご注意ください。見積もり合わせにおける見積書の郵送方法も同様です。

1 入札書等の郵送方法等

(1) 郵送方法

- ア 必ず郵便局の書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送してください。
- イ 入札公告、指名通知又は見積依頼書（以下、「公告等」という。）で示した提出先に郵送してください。
- ウ 上記ア及び持参以外の方法（普通郵便）で提出された入札書等は、受け付けません。

(2) 提出する封筒

次の方法により二重封筒としてください。

ア 中封筒

中封筒は2通用意し、それぞれ第1回及び第2回の入札書のみを入れて封かんし、開札日、入札件名、入札回数、入札者の商号又は名称、代表者名、担当者名、担当者連絡先（電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）を別紙1の様式に記入して切り取り取った上、中封筒表面に貼り付けてください。

イ 表封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、アと同様に各情報を記載した様式を切り取り、表封筒に貼り付けてください。

なお、差出人住所等の記載は漏れないようにしてください。

ウ 封筒への貼り付け方法は別紙1を参照してください。

2 入札書等の提出期限

入札書等の提出期限は、公告等にあらかじめ示していますので、示された提出期限までに必ず郵便局へ差し出してください。

なお、提出期限後に差し出された入札書等は受け付けません。

3 郵送後の処理

郵便局において、入札書等を書留郵便等の配達記録が残るものにより差し出した際に手交された「書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）」の写しを、公告等で示された日時までに連絡先へFAXにより必ず送信してください。

4 その他

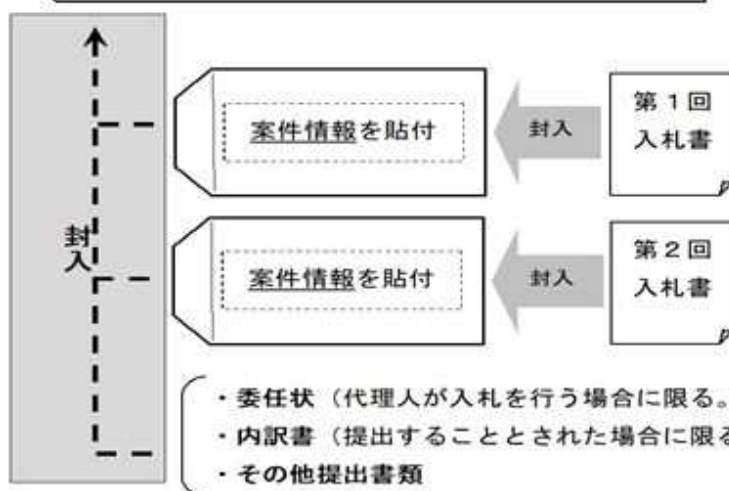
上記1及び2のほか公告等及び入札者注意書を熟読し、入札書を郵送してください。

封筒記載例等



【表封筒】

- ・中封筒、委任状等を封入して送付する封筒です。
- ・差出人の記載を漏らさないこと。社名等入りの封筒も可です。



【中封筒】

- ・入札（見積）書のみを封入する封筒です。
- ・第1回と第2回の入札（見積）書は別の中封筒に封入してください。

【案件情報】

キリトリ

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市
〇〇〇-〇-〇

株式会社ゆうちょ銀行

〇〇部〇〇担当 御中

開札（見積）日	年 月 日
件名	
入札者	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
担当者連絡先	氏名：〇〇 〇〇 電話： メール：
※入札（見積）回数	第 回入札（見積）書 在中

※入札（見積）回数は中封筒にのみ記載。表封筒には記載不要。